

事務連絡
平成25年2月20日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕
障害保健福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新体系定着支援事業終了に当たっての留意事項等について

日頃より障害保健福祉の推進につきまして、多大なる御尽力を賜り、心より敬意を表します。

さて、新体系定着支援事業は、平成24年度限りで終了することとなりますが、終了するに当たっての留意事項等をまとめましたので、各都道府県等におかれましては、これを参考にして引き続き必要な取組をお願いするとともに、該当する管内障害福祉サービス事業所等に対し、下記の内容について周知等お願いいたします。

記

1. 新体系定着支援事業の対象事業所に対する経営状況等の再確認

平成24年度において、新体系定着支援事業における助成を受けた障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（以下、「対象事業所」という。）については、当該事業の助成に当たり、対象事業所において経営改善計画を作成し、策定された当該計画の内容が適切かつ効果的であるか確認の上助成を決定していたところであるが、対象事業所の当該計画に基づく経営改善の進捗状況について再度確認をお願いしたい。これにより、経営改善が進んでいない事業所があれば、当該計画の履行に関する指導等を行うとともに、新体系定着支援事業終了後においても引き続き取組状況を点検し、必要な経営支援を行うこと。

2. 報酬請求に係る事業所指導の励行

対象事業所において、新体系定着支援事業の終了に伴い、事業所定員の見直し等、事業所体制を見直すことにより、介護給付費等により基本報酬及び加算単位数の増加が見込まれる場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対し介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等の提出が必要となるが、対象事業所が本年4月から、見直しを反映させた報酬の請求を希望する場合は、前月である3月15日までに届出を行う必要があるため、都道府県等においては、報酬の請求に間に合うよう、必要な手続の周知徹底を図ること。

【参考】

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）
（平成18年10月31日付け各都道府県宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発第1031001号））

第一 届出手続の運用

1. 届出の受理

(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）
（平成24年3月30日付け各都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発0330第16号））

第一 届出手続の運用

1. 届出の受理

(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定障害児相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

3. その他

平成25年度予算案における都道府県地域生活支援事業において、安定的な事業運営を図りつつ、事業内容の改善による機能強化等を図ることを目的とした「児童発達支援センター等の機能強化等（案）」をメニュー項目として盛り込んでいるところであり、詳細については追ってお示しすることとしている。

(別添)

報酬の見直しについて検討の必要性がある事例

【障害者自立支援法関係（例：生活介護事業所）】

(例1：定員区分の見直し)

平均利用人数が定員規模を下回っている場合には、事業所の従来の定員規模を見直すことにより、高い報酬が算定できる場合があること。

※ 定員50名の生活介護事業所において、平均利用人数が下回っていることから、定員30名に変更した場合
(障害程度区分6の場合の基本報酬)

50名：平均利用30名×22日×1,128単位×10円×12月＝89,338千円

30名：平均利用30名×22日×1,160単位×10円×12月＝91,872千円

※報酬の増加額（年額）2,534千円

(例2：事前に届出が必要な主な加算)

○リハビリテーション加算

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合に加算。 20単位/回

○食事提供体制加算

収入が一定額以下の利用者に対して、事業所の責任において食事提供の体制を整えた上で、事業所が食事を提供した場合に加算。

42単位/回

【児童福祉法関係（例：児童発達支援センター）】

(例1：定員区分の見直し)

平均利用人数が定員規模を下回っている場合には、事業所の従来の定員規模を見直すことにより、高い報酬が算定できる場合があること。

※ 定員40名の児童発達支援センターにおいて、平均利用人数が下回っていることから、定員30名に変更した場合
(難聴児の場合の基本報酬)

40名：平均利用30名×22日×976単位×10円×12月＝77,299千円

30名：平均利用30名×22日×1,061単位×10円×12月＝84,031千円

※報酬の増加額（年額）6,732千円

(例2：事前に届出が必要な主な加算)

○特別支援加算

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置

して、計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合に加算。
25単位／日

○延長支援加算

運営規定に定められている営業時間（送迎に要する時間は含まない）が8時間以上であり、営業時間の前後の時間（延長時間帯）において支援を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じて加算。

延長時間 1時間未満 61単位／日

延長時間 1時間以上 2時間未満 92単位／日

延長時間 2時間以上 123単位／日